

〔共同研究：非営利組織の研究〕

非営利組織の歴史の一考察

武 田 久 義*

- 一. はじめに
- 二. 古代・中世における非営利組織
- 三. 近代社会と非営利組織
- 四. 情報社会と非営利組織の台頭
- 五. むすび

一. はじめに

平成10年3月に「特定非営利活動促進法」(NPO法)が制定され、同年12月1日に施行された。そしてよく知られているように、日本のNPOは、阪神淡路大震災の時のボランティア活動がその一つの起源をなしている。しかし、非営利組織やボランティア活動は近年になって初めて生じたものではなく、人類史におけるはるか古い昔に遡ることも事実である。本稿は、非営利組織が近年になってひろく台頭してきた原因について、人間や組織のリスクに対する取組みをその基本的な軸としつつ、これについての歴史的な考察を試みたものである。非営利組織の範囲については、周知の通り、レスター・サラモン等による試みがなされている¹⁾。本稿では、これとやや異なるが、構成員に対する利益還元を目的とする相互会社や協同組合をも含めておく。

ところで、リスク対策を行う主体を中心に考えた場合、大雑把に見て、古代以来リスク対策には二つの流れがあった。一つは、営利を目的とする組織または個人がリスク対策の主体となるものである。そしてこれは、古代においては共同体間の交易活動に伴うリスクを処理する場

合に、顕著にあらわれた。もう一つは、人々の生活におけるリスクへの対処に関するものである。そしてそれは、古代および中世においては主として大小の共同体によって担われていた。そこには、一部ではあるが高利による生活手段の貸付が行われており、この場合には営利的事業が存在していた。しかし、全体として見た場合、営利的要素は生活保障の領域においては基本的にマイナーな存在でしかなかったと言える。

しかし、大雑把に歴史を眺めてみた場合、近代以降になると交易等の営利的事業におけるリスクを取り扱った営利組織とならんで、生活保障の領域においても営利組織が誕生し、拡大する。その中心となったものは、営利を目的として新たに発生した保険会社であったり、あるいは以前には非営利の組織として存在していたものが営利を目的とする会社に変更したことによるもの等である。

このように、近代以降、私的な活動分野では生活保障の領域においても、営利組織によるリスク対策がかなり大きなウエイトを占めるようになる。しかし、そのような営利組織による生活保障手段とならんで、非営利組織による保障もまた、存在した。そして近年、これら以外の新たな非営利組織が数多く台頭してきている。そしてこの背景として、すでにいくつかの原因が語られている。筆者は、それらを概ね妥当としつつも、より根源的には、人間の共同体志向がその根底にあるのではないかと考えている。

*本学経営学部

1) レスター・サラモン、H.K.アンハイマー、今田忠監訳。『台頭する非営利セクター』(1996年)ダイヤモンド社、21-23頁。

本稿の叙述は、おおむね以下の通りである。すなわち、リスク対策を行う非営利組織の存在を、人類の古代社会に遡って確認する。そして、古来よりリスク対策のための組織として、非営利組織とならんで営利組織が存在したことを見る。しかし、古代および中世の社会においては、リスク対策は基本的に共同体においてなされており、それは主として非営利組織によって行われていた。しかし、中世末期頃から非営利組織が衰退し、近代になるとリスク対策を行うものとして、営利組織が中心的役割を担うようになる。そしてこの傾向は、近年にいたるまでずっと続いている。しかしながら、前述したように、最近になって非営利組織が台頭してきている。この現象は、中世末期の非営利組織の衰退以降、近代になって新たにあらわれた数多くの様々な非営利組織の台頭と類似した現象ではないかと考えられる。本稿では、このことについても考えてみたい。

二. 古代・中世における非営利組織

(一)

リスク対策の流れを見る前に、人類史そのものにおける大きな歴史的転換期について簡単にふれておく。

かつてアルヴィン・トフラーは、現在起きている重大な変化を第三の波と関連させて説明した²⁾。トフラーの説を中心に、グニエル・ベルやその他の意見を参考にしながら、筆者の考えていることを、以下に大雑把に述べてみる。

これまでの人類の歴史において、三つの大きな転換期があった。第一の転換期は、人類が農業を開始した時期である。第二は、化石燃料によって稼働する機械を発明し、大量生産が行われるようになった時期である。そして第三の転換期は、情報機器が発明され、これが生産の基本的部分として使用されるようになった時期である。これらの転換期を境として、第一の転換期以降の人類の歴史を大雑把に次のように分けることができるだろう。つまり、①古代・中世、

2) アルヴィン・トフラー、徳岡孝夫監訳、『第三の波』(1982年) 中央公論社。

②近代、そして③現代・将来である。そしてそれぞれの変革は、すべて革命と呼ばれるほどの大きな変化をその前提としている。すなわち、古代社会を生み出した食糧革命、近代を生み出した産業革命、そして現代・将来につながる情報革命である。そしてそれぞれの革命の根底には、思想の変化、技術の進展等がある。本稿ではこのような歴史を、古代のオリエントから西洋社会、そして現代の日本を中心見ておこう³⁾。

まず、第一の転換期である。遊牧を中心としていた人々は、ある時期一つの場所に定住して農業を営むようになったと言われている。遊牧から定住への転換であり、農業の開始である。そこでは、食糧における革命的变化、いわば「食糧革命」が起こり、農業が社会の主要な生産力の基盤となった。このような社会を「農業社会」と呼ぶことができるだろう。古代バビロニアにおいては、紀元前3000年以前からこのような社会が存在していたことが明らかとなっている。チグリス河とユーフラテス河のそれぞれの流域および両大河の間に、農業を基礎として生活する人々が住み着き、そこに偉大な古代文明を花開かせた。世界最古の文明を築いたと考えられるシュメール人は、楔形文字を発明し、一種の貨幣を用い、初步的な金融取引も行っていた。シュメールの地には、木材や金属が産出しなかったので、シュメール人はペルシア湾沿岸やはるか地中海までも出かけていて交易を行っている。彼らは神殿を建造し、灌溉農業を行い、ビールを醸造し、法典を編纂し、そして学校経営も行っていた。現在の社会に見られるほとん

3) 本稿において、以上のように異なった地域を一緒のものとして取り上げたのは、基本的にこの区分が多くの場合にあてはまるのではないかと考えられるからである。すなわち、第一の転換期以降の古代・中世が人類の経験の原初的な姿、第二期以降が工業社会と近代化の典型であること、そして第三期以降が将来の世界の一般的姿と考えられるからである。要するに、民族・文明の相違や地域等を問わず、特定の場合を除けば、人類が共通に経験する一般的現象と見ることができるようと思われる。なお、本稿では、革命の根底にあるものの一つとしての技術の進展を中心に述べている。

のものが、たとえ原始的な形態とはいえ、すでに古代バビロニアには存在していたのである。

古代バビロニアに栄えた文明は、やがて衰退する。しかし、そこで見られた様々な現象は、地域や時代によって姿を変えてはいるが、いかなる時代にも、そしてほとんどの地域で共通に見られるのである。そして社会における生産の基盤を農業に置いた社会は、西洋においては中世の末期まで、継続することとなった。この間、分業が行われ、徐々に技術は発達し、手工業も相当に発達した。また、商業が発達し、取引もかなり広い範囲にわたって活発に行われるようなるが、社会の大多数が依然として農業に従事した点においては、古代社会と基本的に異なることはなかった。そしてまた、生産や流通過程において使用されたエネルギーが主として人力や畜力、そして水力や風力などの自然エネルギーであったことも、古代と比較して基本的な変化は見られなかった。

次の大きな変化としての近代を一言で表現するならば、おそらく「工業社会」という表現が最もふさわしいと思われる。工業社会は、一般に「産業革命」と呼ばれている産業上の大変革によってもたらされた。そしてこれを可能にした物質的要因の中心は、機械の発明とそれを稼働させる化石燃料によるエネルギーの利用であった。しかしながら同時に、産業革命を可能にした精神上の変化についても見逃すことはできない。近代の特色の一つである合理的精神は、科学・技術、信仰等々、多くの領域に浸透したのである。

中世の後期になると、商工業はかなり盛んに行われるようになる。遠隔地との交易はもとより、最初から販売を目的として生産が行われるようになった。このため、とくに交易の中継地等においては様々な地域の文化の交流があった。文化が交流するところでは、新たな文化が誕生する。ヨーロッパにおいては、それは一般にルネサンスとして知られている。最初イタリアのフィレンツェを中心に起こったルネサンスは、基本的に中世的性格を有するものである。しかし、ルネサンスは、人間に目覚め、個人と自由

を探求しようとしていた点において、近代の先駆けとなった。そしてルネサンス期、それまでのカトリックの世界観に対していくつかの領域において挑戦が行われた。科学的立場からの挑戦も、その主要なものであった。しかし、カトリックの世界観を核とする中世的システムに対して、最大の挑戦を行ったのが、宗教改革である。

以上のような変化が生じつつあった同じ時期に、物質世界の領域においても顕著な変化が起こっていた。それは、物資の生産現場における変革であった。大規模な生産を可能とする機械の発明と技術の進化は、大量生産を可能とした。そしてそれを直接に要請したのは、交易の一層の発展と販売を目的とした商品の生産であった。そして、最初から販売を目的として大量の商品を生産し、その販売による成果をさらに次の生産のために用いるという、拡大再生産の方法は、産業革命以後の近代社会を特徴付けるもの一つとなった。最初にイギリスにおいて起こったそのような生産様式を基盤とする社会体制は、一般に近代資本主義と呼ばれている。

そして、第三番目の変革は、工業社会から「情報社会」への変化であり、まさに現在進行しつつあるものである。産業革命以降、技術は徐々に、やがて急速に発展する。そして近年になると技術はさらに発展を遂げ、人間の中権機能である脳を外部化するに至った。これが、コンピュータである。この開発と発展の過程は、情報と通信に関する技術の研究から始まった。情報に関連した産業が社会の生産力の大部分を占め、生産、消費、流通、通信等、社会のあらゆる領域に、コンピュータが不可欠なものとして存在しており、情報・知識の生産および加工に経済的価値の多くの部分が依存している社会を、情報社会と呼ぶことができるだろう。

情報社会に関し、筆者は大略次のように考えている。情報社会が人類史における第三の革命である「情報革命」の結果生じた社会であり、それはこれまでの近代社会の延長線上にありながら近代とは大きく性格を変えた社会であるということである。それは、社会の多くの部分に

おいて情報がきわめて大きな役割を持っており、それまでの工業社会とは大きく様相が異なる社会である。しかしそれが、一面では高度に市場的性格を持った社会であるということは、否定できないと思われる。

そして、これら三つの変革期を境として起こったそれぞれの時代には、それぞれに固有の性格を見ることができるのであり、リスク対策もまたそれに応じた固有の性格を持っている。以下、それぞれの時代のリスク対策と組織のあり方について考えていくたい。

(二)

古代・中世の時代のリスク対策は、基本的に共同体がこれを担っていた。しかし、すでに個人および組織による営利的な目的のためのリスク対策もすでに存在していた。本節および次節では、営利事業とそこにおけるリスク対策について、簡単に見ておく。最初に、古代バビロニアにおける営利事業と、そこにおけるリスク対策について、大雑把に述べておこう⁴⁾。

古代バビロニアにおいて営利事業が最も顕著にあらわれたのは、交易においてである。そして、交易にともなう危険負担を行う冒険貸借によく似た制度が存在していた。冒険貸借は、ほぼ14世紀頃に、当時地中海貿易の中心地の一つであった現在のイタリアの諸都市で成立したものと、一般的には考えられているようである。しかし、冒険貸借はその時代になって突然発生したものではなく、長期間にわたって慣習的に行われていたことも知られている。

4) 古代バビロニアの地域と時期について、一言ふれておく。古代の南メソポタミアはバビロニアと呼ばれており、その北部をアッカド、そして南部をシュメールと呼んでいた。本稿でもこれに従つておく。また、対象としている時期は、古代オリエント史の前半にあたる中期青銅器時代の終わり頃、すなわち紀元前15世紀頃までを対象としている。ところで、古代オリエントの歴史研究における年代の決定は、きわめて困難である。おおよその年代で満足しなければならないことが多い。本稿で使用した年代は、基本的に青山吉信・外編、『世界史大年表』(1992年) 山川出版社、を参考とした。

金銭の消費貸借の一形態である冒険貸借（海上貸借）を簡単に説明するならば、おおよそ次のように言ふことができるだろう。金銭の「借主である船主または荷主は、航海が無事に遂行されたときは借金を多額の利子とともに返済しなければならないが、船舶が途中海難、海賊などの海上事故に遭って全損となつたときは、その返済を要しない」⁵⁾といふものである。本稿では、古代バビロニアに行われていたこの冒険貸借に似た制度を、海上貸借と記すこととする⁶⁾。

古代バビロニア時代の海上貸借に関する資料の一つに、ハンムラピ法典第99条と第103条がある⁷⁾。

ハンムラピ法典第99条。「もし商人が営業補助者に、銀を……のために、あるいはまた取引のために与えて、旅行に〔彼を〕派遣したときは、営業補助者は旅行中にて……」

ハンムラピ法典第103条。「もし旅行に赴く途上、敵が如何なるものたりとも荷えるものを彼をして投げ捨てしめたるときは、営業補助者は神のもとに誓いて、放免せらる。」

第99条は欠落があって完全ではないが、以上の二つの条分から、大まかに次のことが分かる。すなわち、商人がエイジェント（営業補助者）⁸⁾に金銭等を貸し与える。エイジェントはそれで

5) 木村栄一、『海上保険』(昭和53年) 千倉書房、2頁。

6) 寺田四郎氏は、冒険貸借と海上貸借との相違を大略次のように記している。ともに航海を行うのに必要な資金を調達するための消費貸借契約であるが、次の一点で異なっている。すなわち、海上貸借においては、航海が無事に終了した場合に債務者は債権者に対してその全財産について人的無限責任を負うのに対し、冒険貸借においては、船舶および担保物が無事に到着した場合に物的有限責任を負うことになっている。しかしそれらが事故によって失われた場合には債務を免れ、その対価として利子と一種の保険料を加算したものを債権者に支払う契約である。古代の海上貸借は、変形して冒険貸借となった。(寺田四郎、「海上保険発生史論」(三)(『保険学雑誌』第358号、所収) 2頁。)

7) 原田慶吉、『楔形文字法の研究』(昭和24年) 弘文堂。

8) 原田慶吉氏は営業補助者と訳しているが、本稿ではエイジェントと記することにする。

もって交易を行う。しかし、もしその途上において敵に襲われ商品を喪失したような場合には、エイジェントは神に宣誓することによって責任を免れるということである。これは、「敵に襲われた場合」というような不可抗力による場合のみ責任を免れるというように限定されてはいるが、前述した冒険貸借の規定ときわめてよく似ている。

それでは、商人とエイジェントについてもう少し詳しく検討してみよう。ハンムラビ法典はアッカド語で記されているが、アッカド語の tamkārum は商人(英語では merchant)と訳されている。しかし、楔形文字のテキストでは、商人(tamkārum)という語は時代によって次の四通りに使用されている⁹⁾。①行商を行う者。②ブローカー。この場合、商品はエイジェントが販売する。③交易事業のための資金を工面することを専門に行う者。④単に資金を提供する者、つまり債権者である。そして、ハンムラビ法典においては、商人という語は④の意味で用いられている¹⁰⁾。

Leemans によれば本来、tamkārum とは自由人で、海外交易に従事した商人であった。彼らは、初期には主に奴隸貿易を行っていた¹¹⁾。しかし、ウル第三王朝(紀元前2113-2006年)の初め頃から専門の金貸しを商人と呼ぶようになる。そしてその後、単に金を貸す者をも同様に呼ぶようになる。すなわち、商人の意味するものが banker ばかりでなく creditor をも含むようになった。そして、元来、自由人にのみ限定されていた商人の呼称がそれ以外の者も含むようになったのである。

すなわち、ハンムラビ法典がつくられた時代には、商業や金融制度はすでに相当に発達していた。専ら交易に従事する者や商品の販売を行う者達が存在していただけではない。彼らに資金を提供することを業とする者もすでに存在し

9) tamkārum の変化については、W. F. Leemans, "The Old Babylonian Merchant," 1950, Leiden. p. 40 以下を参照。
10) W. F. Leemans, *op. cit.*, p. 36.
11) W. F. Leemans, *op. cit.*, p. 10.

ていたし、また、資金提供を専門業としないかなり多数の資金提供者も存在していたのである。そしてこれらの人々を、楔形文字のテキストでは、基本的に商人と記しているのである¹²⁾。ただし、この中には単なる資金提供者や債権者も含まれている。そして彼らは、交易に伴う事故が発生した場合には、その危険を負担することもあったのである。

このように、古代バビロニアに海上貸借が存在していたことは、資料の上からも明らかである。それは、敵に襲われた場合、すなわち不可抗力の場合に限定されではいたが、債務者は借金の返済を免除されるというものであった。そこでは危険負担における一定の配慮がなされており、明らかに通常のローンとは異なった取り扱いがなされていた。

ところで、古代バビロニア時代に、冒険貸借以外にも他の海上保険類似制度がいくつか存在していた。ハンムラビ時代に多くの組合が存在していたことは、つとに遊佐慶夫氏によって指摘されている¹³⁾。同氏によれば、組合関係は共同相続、共同占有、商事団、取次団、小作団等々の種々の法律関係に付帯して現れている。本稿と関連がある組合は商事団である。商事団がどのような組織であったのかについての考察を行う前に、中原与茂九郎氏の共同経営組織(tappūtum)に関する見解を見ておくとしよう。古代バビロニアの共同経営組織について、中原与茂九郎氏は、大略次のように述べている¹⁴⁾。

共同経営組織を tappūtum と言い、その構成員すなわち出資者を tappū と言った。tappū は、シュメール語では tab 又は min と読まれ、同僚、仲間と同じ意味を持っている。バビロニア語では harrānu と読まれ、「路」を意味した。転じて「旅行」、「隊商」の意味も持っている¹⁵⁾。しかし、後には、あらゆる種

12) *ummeanum*(債権者)と記しているものもある。
13) 遊佐慶夫、「古バビロン慣習法の研究」(『早稲田法学』第5巻、所収)。
14) 中原与茂九郎、「ハンムラビ時代に於ける共同経営体制としての tappūtum に就いて」(『史林』第18巻第2号、所収)。

類の交易活動に用いられた¹⁶⁾。tappū から派生した tappūtum は、「仲間の関係」すなわち「連合」、「結合」、「結社」を意味した。そして tappūtum を組織することは、具体的には定款を作成し、事業遂行に必要な営業資本を拠出する行為を意味した。

筆者は、ここに言う共同経営組織(tappūtum)こそが遊佐慶夫氏の言う商事団であると考えている。そして、共同経営組織に関してはいくつかの資料が存在している。tappūtum の形成に関するハンムラビ王時代の資料によれば、tappūtum によっては複数の者が共に資金を出し合ってそれを貸し付けることも行われていた。前述した商人が資金を出し合い、資金を借り受けたエイジェントは、交易に従事した。そして商人、すなわち出資者は、エイジェントが行った交易による損益を平等に分配したのである。このように、人々が資金を出し合って一種の組合をつくり協同で事業等を行う制度は、当時かなり広範に存在していたようである。

それでは、エイジェントの間における共同経営組織は存在していたのだろうか。エイジェントの間における共同経営組織の存在を明白に示す資料は、未だ発見されていないようである。しかし、その存在を推定させるような資料は多数存在する。たとえば、ハンムラビ法典が制定されるよりも少し前の時代であるリム・シンの28年（紀元前1794年）のある資料によれば、債権者は一人であるが、債務者は複数である。債務者であるエイジェント達は、ティルムンに出かけて銅を買い付ける¹⁷⁾。債権者は定量の銅を受け取る。そして無事に帰還した場合、債権者は商売上の損失については責任を負わないというものである。そしてここでは、複数の債務者

が同一の事業に従事している。しかも、協同して銅を買い付ける仕事を行っているのである。かれらは、前述した共同経営組織のように資金を出し合うことはしていないが、損益については共同に分担し合ったと考えられる。遊佐慶夫氏は、複数のエイジェントが存在する場合には彼らの間において利益の分配や損失の分担についての特約も行われたようである、という意味のことを記している¹⁸⁾。なお、このほかにコメントングも存在していたが、これについては省略する¹⁹⁾。

(三)

以上見てきたように、すでに古代バビロニア時代の海上交易において営利を目的とした貸付と危険負担が行われていた。これは、古代のギリシャやローマにも見られる。本節では、ローマ時代の営利事業における危険負担をごく簡単に見ておこう。

古代ギリシャおよびローマ時代の海上交易における危険負担のための制度として、foenus nauticum と呼ばれるものが存在していた。foenus は「利子付き貸借」で、nauticum は「海の」という意味である。foenus nauticum は、contractus trajectitiae pecuniae とも言われた。冒険貸借または海上貸借と訳されている金銭の消費貸借の一種で、借主である船主または荷主は、航海が無事に遂行されたときは借金を多額の利子とともに返済しなければならないが、船舶が途中海難、海賊等の海上事故に遭って全損となったときは、その返済を要しないというものであった。したがってそれは、融資と危険負担という二つの機能を持っていた²⁰⁾。

ところで、松竹英雄氏は、ローマ時代のfoenus nauticum の実用面を次のように述べている²¹⁾。

①foenus nauticum は、商人が海外から内

15) 旅行とは、文字どおり「路」であり、ひいては「隊商」を意味する。W. F. Leemans, *op. cit.*, p. 23.

16) C. H. W. Johns, "Babylonian and Assyrian laws, Contracts and Letters," 1904, Edinburgh, p. 283.

17) ティルムンは、現在のバハレーン島と見られている。古代バビロニア時代、とくにインダス文明が栄えていた時代には、バビロニア地方との交易における主要な中継地であった。

18) 遊佐慶夫, 前掲論文, 132頁。

19) 拙稿, 「古代バビロニアの海上貸借」, 『損害保険研究』第57巻第3号所収) 参照。

20) 木村栄一, 前掲書, 1-2頁。

21) 松竹英雄, 『投銀と海事金融』(平成元年) 成山堂, 3頁。

地に貨物輸入する資金の調達のみならず、貨物輸出の為にも調達した。②貸主は自己の奴隸を借主商人と同船せしめ、船舶が目的港に安着してから奴隸に貸金を受領させて、貸主が目的地の別の債権者に有する金銭債務の履行を行うような、手形制度がなかったローマ時代の送金目的にも *foenus nauticum* は利用された。③貸主は、*foenus nauticum* がその性質上、高利率であったから、危険負担の対価を包含するという意味に於て、保険者の地位にあると考えることもできる。ここからも推測できるように、紀元前200年ないし紀元前170年頃のローマの商工業はかなり発展していたようである。それは、ローマ人がギリシャの海上貸借の制度を導入し、資本家は金利に着眼し、少額資本の海上貿易企業家はこの *foenus nauticum* の制度を活用することで、よりローマは発展したのであろう。

さて、冒険貸借は、地中海商業の発展に伴い、12-13世紀には、イタリアをはじめフランス、スペイン、ポルトガルの港でも盛んに利用されるようになった。しかし、1230年頃に、グレゴリウス9世によって徵利禁止令が発せられた。これは、当時の教会が徵利を罪悪としていたからである。これによって、冒険貸借は事実上行われなくなった²²⁾。そこで、利子を契約の表面に出さない様々な方法が考えられた。金融業者のサービスに対する報酬の名目によるもの、金融業者の支払った費用に対する謝礼の形をとるもの、貸金と返済金とを異なった铸貨で支払い、二つの铸貨の相場の差を利用するもの、また無償の消費貸借や売買を仮装することによって多額の利子を徴収するもの等である²³⁾。売買を仮装した冒険貸借の場合には、冒険貸借の場合の貸主が船舶または貨物の買主となり、また冒険貸借の場合の借主が売主となるのである。そして買主が売主に代金を支払うが、航海が無事に終了すれば売買契約は解除され、代金が返済されるというものであった。したがって、海難が

22) 木村栄一、前掲書、2頁。

23) 大谷孝一、「海上保険の歴史」(鈴木辰紀編著、『保険論』(1982年) 成文堂所収) 153頁。

発生した場合には、売買契約は有効となり、代金は返済されなかった。しかしながら、この取引も、徵利禁止令を完全に免れるものではなかった。そこで新たに制度が生み出されることになった。一方、貿易業者も次第に富を蓄積してきており、もはや資金を借り入れるというよりは万一の場合の危険の負担のみを必要とするようになっていた。そこで、危険負担のみを行う海上保険が誕生することとなったのである²⁴⁾。

以上のように、交易にともなうリスク対策は、時代によって形態を変えつつも、基本的に存在し続けた。そしてそれは、現在の海上保険に受け継がれていると考えられる。このように、當利を目的としたリスク対策もまた、ほとんどすべての時代に存在していたことがわかる。

そこで本稿では、以下、生活保障のためのリスク対策を行った非営利組織について述べることとする。

(四)

ここでは古代バビロニアにおけるリスク対策を、生活保障の領域を中心に概観しよう。

すでに見たように古代および中世社会は、農耕や牧畜を基本とする社会である。これを農業社会と呼ぶことができるであろう。人類の文明は、食糧の保存を含む安定した食糧の確保をもって始まったと考えられる。そして初期には、氏族や部族を単位とした血縁共同体がそのための主な役割を担っていたと思われる。しかし、河川の利用や大規模灌漑は、神官を中心とした神殿都市の形成を促し、やがては王による権力が台頭するようになる。都市革命とも呼ばれるこの変化によって、血縁共同体は地縁共同体に移行していくと考えができるだろう。そしてこの時代の危険に対する対策や経済的保障は、基本的に共同体単位で行われていた。このような経済的保障のあり方は、その後も長期にわたって存続した。筆者は、近代以前の世界においては人々の生活のあり方そのものにあまり大きな変化がなかったのではないかと考えて

24) 木村栄一、前掲書、2-3頁。

いる。もちろん、技術の発達による変化はあった。しかし、たとえばエネルギーについてみた場合、多くは人力、畜力、水力、風力等の自然に利用できるものに限られていた。したがって、蒸気機関の発明以降の大規模かつ急速な変化と比較した場合、それは小さな変化でしかなかったと思われる。

古代バビロニアにおいては、ハンムラピ法典以前にすでにいくつかの法典が存在していたことが明らかにされている。そして、それぞれの法典には、人民の生活を保障するための宣言や規定がうたわれている。たとえば、ウル第三王朝(紀元前2113-2006年)の初代の王であるウル・ナンムによる法典の序文には次のような人民を保護する記述がある。

ウル・ナンム法典序文。「孤児は富裕な者に引き渡さるべきでない。寡婦は権力ある者に引き渡さるべきでない。1シェケルの男は1ミナの男に引き渡さるべきでない」²⁵⁾。

ウル・ナンム法典はシュメール語で刻まれており、現在発見されているものの中では、最古の法典である。この法典を刻んだ縦20センチメートル、横10センチメートルの粘土板は、ハンムラピ時代に模写されたものと見られている。序文に続いて少なくとも32箇条の規定が刻まれているが、欠落部分が多く確実に復元できるのはわずかである。法令発布を宣した箇所は破損しているが、国民の福利を図ることを目的として発布したことは疑いないと見られている²⁶⁾。

この時代には、神殿は世俗の権力である宮廷に完全に従属していた。しかし、ウル・ナンムの法典には「公正と真実」、「公正を確立し、邪悪、暴力ならびに争いを追放した」、「シュメールとアッカドに自由をもたらした」という記述が見られる²⁷⁾。

25) H. J. ベッカー、鈴木佳秀訳、『古代オリエントの法と社会』(1989年) ヨルダン社、78-79頁。シェケルやミナは度量衡の単位ないし貨幣の単位であった。貨幣の価値は、時代によって大幅に変化した。古い時代には度量衡としての1ミナは60シェケル、1シェケルは約8グラムであった。

26) S. N. クレイマー、佐藤輝夫・他訳、『歴史はスマールに始まる』(昭和34年) 新潮社、59頁。

また、ウル・ナンムの次の王であるシュルギ(在位：紀元前2095-2048年)も法典を制定したと言われているが、一説には「シュメール家族法」あるいは「シュメール親族法」と呼ばれているものがそれではないかとされている。同法の中から、生活保障に関するものを紹介する。

「もし、ベンヌ病者があれば、国王の救恤あるべし。彼を窮屈に放任すべからず」。「もし、ベンヌ病者が自ら人の許に行くならば、その人は彼を拒絶すべからず。そして彼の欲する所へ行かしむべし」。

この資料の意味するところは、おおよそ次のようなものである。すなわち、ベンヌ病は手足の疾病であり、一般には関節炎と訳されている。この病気にかかった場合、人は動くことができない。そこでこのような者に対して、国王が救済を行い、そのような者の生活が保障されるという。そしてまた、この病気にかかった者が人を訪ねてその庇護を求めた場合、それを拒絶してはならないし、また彼の生きたい所へ送り届けよというものである。貧しい疾病者を救済するための社会立法と解釈することが可能である²⁸⁾。

また、ハンムラピ法典には、農民を保護する規定がいくつかある。ここでは、次のものを一つ紹介する。

ハンムラピ法典第48条。「ある人に利息の債務があり、神アグドがその畑を水で押し流すか洪水が畑を寸断し、また水不足のゆえに畑から穀物を収穫できなかった場合、その年は、彼は債権者に穀物を支払う必要はない。粘土板を水に濡らせて良いし、その年の利息を払うこともない」²⁹⁾。

27) James B. Pritchard (ed.), "Ancient Near Eastern Texts Relating to the Old Testament," (3rd. ed.) 1969, New Jersey. 523頁。自由をもたらしたという表現は、多くの場合、租税を免除したり軽減するような徳政の実施を意味している。

28) 中原与茂九郎、「シュメール法について」、(『紀元二千六百年記念史学論文集』、所収) (1941年) 750頁。

29) H. J. ベッcker, 前掲書, 140頁。「粘土板を水に濡らせる」とは、契約を変更することを意味している。

債務者である耕作者が自然の災害によって収穫が不足するような状況に陥った場合、債務者には支払の猶予が認められた。その年の利息は免除されたり、契約の変更を行う権限も与えられた。これは、債務者の責任によらない不可抗力の損害に対する免責を規定したものであると同時に、農民を保護するための規定でもある。

このほか、エシュヌンナ法典、リピト・イシュタル法典、シン・ガシドの公定物価表と呼ばれるもの等にも、人民の生活保障に結びつくと思われる多くの記述が見られる。これまで見てきたものは、基本的に王等の支配者による人民の生活を保障するものであった。しかしこれら以外に、たとえ組織を形成したことが明らかでなくとも、人々が協同で結合し、相互に救済を行ったものもある。次に掲げるものは、バビロン第一王朝（紀元前1831-1530年）時代における協同耕作の資料である³⁰⁾。

「3/18ガンの穀物畠——シュ・ギ組合の耕地の中にあり、イルニナ運河の向こうにある島の畠地——はシュ・ギ組合員である（中略）リーシュ・マルドウクら（3名）が、1年間協同で、小作料耕作用の畠地として賃借した。

互いに畠地の費用（の負担）を1対1に決めた。彼らは収穫のときに、おのおのの広さによって畠地を収穫し終わったのちに、（畠）1ガンにつき穀物8クルを神シャマシュのはかりにより、畠地の小作料として計ることになった。

彼らが自分たちの費用をも互いに精算したのち、彼らは残りの穀物を平等にわける。（下略）」³¹⁾

古代バビロニアにおける小作人の広範な存在についてはよく知られたところであるが、小作人が組合を形成していたことについても、指摘

30) 日々の生活に関連したものは、王等が自らの善政を誇示するようなもの以外は、基本的に資料として残ることはほとんど無い。したがって、ここに掲げる資料以外にもこのような例が数多く存在したのではないかと思われる。

31) 下中邦彦編、『西洋資料集成』（1985年）平凡社、43頁。1ガン（gan）は、約6.5ヘクタール。1クル（kur）は、約120リットル。

されている。すなわち、数人が協同して耕作目的のために原野等を借り入れ、協同して労働に従事し、平等に出資し、そして借地料の支払い後又は出資の精算後に残余の収穫を平等に分配する組合が存在していた。彼らは、収穫を平等に、あるいは出資額に応じて分け合ったのであり、そこでは、もし構成員の誰かの土地からの収穫が少なかった場合にも彼らは共にそれを補い合ったのである。

（五）

次に、古代ローマにおける生活保障について、簡単に見ておく。

古代ローマ社会の基礎をなしていたものは、氏族制である。そこでは、貧しい氏族成員の生活の保障は、基本的に氏族の共同の義務と考えられていた。しかし、紀元の初め頃、氏族制が崩壊したと考えられている。そこで、基本的には人々はバラバラになるのであるが、古代ローマの平民層の多くはその後も多くの場合、有力者や大貴族との間に庇護関係を結び、その保護を受けていた。古代ローマには、このような庇護関係を基礎として、穀物配給制度、アリメンタ制度、エヴェルジェティズム、コレギア、軍人組合等の様々な救済制度が存在していた。ここでは、コレギアについて、述べておこう。

コレギアとは「団体」や「組合」を意味しており、「ローマ法では少なくとも3人の団体員があればこれをコレギアとよぶことができる」とされていた³²⁾。コレギアの発生がいつごろからかという点については、いくつかの説があるが、筆者は紀元前6世紀の中頃と考えている。それは、ローマに平民があらわれるのがおおよその頃からと考えられるからである。すなわち、この頃から多くのエトルリア人がローマ市に流入するのである。そして都市計画が実施されたと言われているが³³⁾、このために多くの手工業者や労働者がローマ市に流れ込んだことはおお

32) 近藤文二、「古代における共済思想」（『生命保険文化研究所所報』第15号所収）。

33) I.モンタネッリ、藤沢道郎訳、『ローマの歴史』（1979年）中央公論社、43頁。

いにあり得ることである。そして彼らは、何らかの団体を結成した可能性がある。さらに、もう一つ、氏族制が衰退ないしは崩壊したと思われるのもこの頃だからである。つまり氏族制の崩壊は、救済を目的とした団体の形成に直結する可能性が強いからである。

さて、コレギアは様々な階層にわたっており、また様々な目的を持ったコレギアが存在していた。そしてコレギアの多くは、宗教上の目的から共通の守護神を中心に構成され、一種の相互扶助を行っていた。そして「純粋の死亡金庫と、他の利害の保護を行なう組合が付隨的に組合員の埋葬の世話を行なう……」³⁴⁾ものがあったが、純粋の死亡金庫が次に述べるコレギア・テヌイオルムである。

埋葬を目的としたコレギアについては、ラヌヴィウムから出土した碑文によって、かなり具体的な実体を知ることが可能である。このコレギアつまり庶民の埋葬を目的としたコレギア・テヌイオルムについては、すでにいくつかの研究があるので、ここでは簡単に内容を紹介するにとどめておきたい³⁵⁾。

ローマ市近郊の小都市であるラヌヴィウム（現在のラヌヴィオ）の *Collegium salutare cultorum et Antioni* は、女神ディアナとアンティノウスを守護神として、紀元133年にハドリアーヌス帝の時に設立された。設立に際して、ケーゼンニイウス・ルフスから1万6千セステルティウスの資本の用益件を寄付として受けている。つまり、彼がパトロンとなり、その庇護のもとにこのコレギアは設立されたのである。そして毎年、特定の祭宴を守護神であるディアナとアンティノウスならびにパトロンであるケーゼンニイ家の他の3人の誕生日に催すことが定められている。その場合の費用について、守護神の祭宴のためには寄付金の利子から400セステルティウスが用いられ、パトロン一家の4回の誕生日にはパトロン側が準備した。このように、特定の守護神を礼拝し、特定のパトロンの

庇護を受けていたことがわかる。ここで、この碑文の中から必要な箇所をいくつか見てみよう。

このコレギアでは、入会に当たって入会金が必要であった。金額は、100セステルティウスである。毎月の掛金は、5アセスである。（4アセス=1セステルティウス）6ヶ月継続して掛金が払い込まれなかった者には、埋葬手当金は支払われない。埋葬手当金は300セステルティウスであるが、その中から50セステルティウスは埋葬に加わった者に分配する。そして自殺の場合には、埋葬手当金は支払われない。このコレギアには、奴隸の加入も認められていた。この他に、掛金の支払いが免除される場合、罰金が科せられる場合、日当が支払われる場合等の規定がある。このように、このコレギア・テヌイオルムは、かなり保険に類似した機能を有していたことがわかる。

(六)

ここで、中世における非営利組織による救済について見るとしよう。中世の農村における村落共同体がいわゆる「保険的機能」を有していたと言われるが、それは一体どのようなものであったのか。堺雄一氏によれば、ヨーロッパ中世封建制社会の土台をなした農業共同体=村落共同体は中世封建的再生産体制を確保するための共同体員による自治的な社会経済機構であり、のこと自体、共同体が共同体員の経済生活における経済的危機に対する保障機構であった³⁶⁾。

村落共同体の構造は、一種の慣習法として存在していた。そして、ドイツ中世の不文法を意味する「ヴァイストゥム」の中に、「村民の寡婦・孤児の共同扶養の義務、村民疾病者の救済」等が記されている。このように、村落共同体のもう一つ「保険的機能」は、共同体規制によって支えられていたのである³⁷⁾。

また、教区教会は、村落共同体と密接な関係をもちつつ救済活動を行った。教区教会は、「十

34) 近藤文二、前掲論文、6頁。

35) H.ブラウン、水島一也訳、『生命保険史』(昭和58年) 明治生命100周年記念刊行会を参考にした。

36) 堀雄一、「ヨーロッパ中世封建社会と保険類似施設(1)」(『文研論集』第131号所収) 201頁。

37) 堀雄一、前掲論文、199-201頁。

分の一税」や富者からの喜捨等を財源とし、配偶者をなくした身よりのない者や孤児等を引き取り、教会の雑務等に使役したほか、疾病者に対する施設の提供、斡旋を行った。このように、教区教会は、村落共同体の保険的機能を補完していた³⁸⁾。

次に、都市におけるリスク対策について、見ておこう。中世ヨーロッパの都市において、人と人との結合を根底から支えていたものとして、「兄弟団」(以下、フラタニティと記す。)があった。フラタニティとは、死後の救いを確保するための宗教的行事と祭り、現世の楽しみを享受するための宴会への参加のほか、構成員の相互扶助等のためにつくられた組織である。現世における相互扶助としては病人への看護が義務付けられていた。構成員は一定の会費を支払い、義務を怠った場合には、罰金が科せられた。フラタニティは、特定の教会に専用の祭壇を持っており、それぞれの守護聖人を祭っていた。フラタニティには、様々な種類があったが、最も一般的であったものは、手工業者のフラタニティである。それは最初は、宗教的目的のために形成されたが、やがて職人の世俗的権利を守るために職人組合すなわちギルドへ転化する。フラタニティは、宗教改革によって宗教的性格が薄れ、世俗的性格が強まっていった³⁹⁾。

日常生活におけるフラタニティの重要性について、阿部謹也氏は次のように述べている⁴⁰⁾。

特定の教会に祭壇を寄進し、祭壇付司祭をおいた。そこで成因の彼岸における救済を祈禱し、成因が死去したときには埋葬に参列し、

38) 堀雄一、同論文、221頁以下。

39) 下中弘編、『世界大百科事典』(1998年) 平凡社より。

40) 阿部謹也、『中世の星の下で』(1986年) 筑摩文庫、194-195頁。たとえば中世末期のハンブルクの場合、フラタニティは11カ所の教会や修道院に、全部で100もあったという。会員数は一般に20-30人で、もっと小人数の場合も多かった。入会にあたって特別な誓いをたてるのも、共同生活を営む上での何らかの義務もなく、ただ貨幣あるいは蠟のわずかの入会金を払えばよかった。(阿部謹也、「中世ハンブルグのビール醸造業と職人」(『一橋論叢』第83巻第3号所収) 337頁。)

遺族の世話をする相互扶助のための組織をつくり、それぞれが守護の聖人などにちなむ名称をもっていた。さらに年中行事の一環として宴会 convivium が週一回ないし月一回必ず開かれていて、仲間団体のなかで互いに楽しむための組織でもあった。中世にはあらゆる生活領域においてこのような兄弟団の絆が結ばれていた。しかもそこでは宗教と世俗の生活とが区別しえない渾然一体の姿をみせていた。

ところで、中世ヨーロッパの都市を構成する市民の主要な組織であるギルドは、このようなフラタニティと不可分の関係にあった。中世ヨーロッパの都市のギルドについて、相互救済の側面を中心にきわめて大雑把に記せば、およそ次のように言うことができるだろう。

ギルドには商人ギルドと言われるものと、手工業者のギルド(以下、クラフトギルドと記す。)があった。前者は、やがて都市の実権を掌握し、商人ギルドにおける相互救済機能はギルド規約からは読みとることが困難となる。それは、商人ギルドにおける相互救済が都市の機能に吸収されたからであると考えられている⁴¹⁾。

一方、クラフトギルドは、手工業者のそれぞれの職種ごとに形成され、基本的に市民である親方によって構成されていた。したがって、親方のもとで働く職人、徒弟等はこの構成員となることはできなかった。フラタニティは、このようなギルドをその内に含む、大きな共同体の一種である。そしてフラタニティとギルドは、都市共同体における部分共同体と位置づけることができるだろう。ここでは、イギリスの都市におけるフラタニティやギルドにおける救済について考えてみたい。最初に、ロンドンにおけるフラタニティとギルドについて、簡単に眺めておこう⁴²⁾。

ロンドンにおけるフラタニティの形成は、10

41) 堀雄一、「ヨーロッパ中世封建社会と保険類似施設(3)」(『文研論集』第134号所収) 60頁。

42) 以下の記述については、その多くを、坂巻清、『イギリスギルド崩壊史の研究』(昭和62年) 有斐閣、に負っている。

世紀頃から知られている。そして、13世紀には、ロンドンにはきわめて多くのフラタニティが存在していた。フラタニティは、基本的に宗教的な救済と世俗的な救済の二つの機能を有していたが、それには、①職業別、②地域別、③目的別等があった。そして、これらが重なり合っていることもあった⁴³⁾。13世紀には、ロンドンは種々のフラタニティによって蜂の巣のような状態であった。

13世紀の中頃以降、経済発展の中で、基本的にはフラタニティを母胎としてギルドが形成されてくる。そして、また、それぞれのギルドはフラタニティを結成していた。一つのギルドが一つのフラタニティを結成してただけでなく、複数のギルドによって成り立っているフラタニティもあれば、ギルドとは直接関係のないフラタニティもあった。

以上のように、フラタニティとギルドとの関係は複雑に入り組んでおり、両者の間に明確な一線を引くことはきわめて困難である。しかしこれでも、両者について次のように言ふことはできるだろう。すなわち、初期の段階においてはフラタニティもギルドも特定の教会と強い結びつきを有していたと同時に、相互の救済ならびに慈善的行為が重要な機能として位置づけられていたことである。たとえば、12世紀初頭に存在していた織布工ギルドの場合、いったん消滅したギルドを14世紀後半に再建する。そして再建されたギルド規約の中には、病気や災害に遭った者や貧困者を救済する旨の規定が見られる。

43) 「イギリスの中世のフラタニティは、多様な側面をもっているのであるが、ひとつには貧者や病人の救済のような世俗的な相互扶助や慈善を行ない、またひとつには死者のためにミサを捧げるなどの宗教的救済を行なうという二側面をもつ団体であった。つまり、世俗的な救済と宗教的な救済の二つを核としているのであり、フラタニティには前者に重点があれば社会的ギルド (social gild)，後者に重点があれば宗教的ギルド (religious gild)とも呼ばれるのである。しかし、フラタニティの起源にゲルマン的な保護や相互扶助の団体があるとはいえ、中世においては宗教的側面がそれを覆っていたのであり、多くは宗教的ギルドとして存在していた。」(坂巻清、前掲書、40頁。)

さて、このようなフラタニティやギルドの性格が変容し衰退していくことになる。1380年代以降、ロンドンのギルドは自律的傾向を失い、都市政府に従属的になってゆく。また、有力ギルドは、都市政府への従属に甘んじることなく、直接に王権との結合をめざすこととなる。そして、14世紀末に王権から法人特許状を得てリヴァリ・カンパニー (livery company) 化した時点で、ギルドとフラタニティが統一されることになった。しかし、すべてのギルドがそのような状況にあったのではなく、「16世紀前半のロンドンには、12大リヴァリ・カンパニー、リヴァリ・カンパニー、都市政府下のギルド、ギルドの無い職業といった縦の序列が形成されていた」⁴⁴⁾のである。

しかし、経済的、政治的、宗教的な背景の変化の中で、リヴァリ・カンパニーやギルドが変容し、崩壊へ向かうこととなる。すなわち、社会的、経済的発展により、16世紀に貿易や商業がロンドンに集中したため、リヴァリ・カンパニーの規制力が弱体化したのである⁴⁵⁾。政治的には、都市とくに国王の権力が一層強化され、リヴァリ・カンパニーの自律性が失われることになった。そして宗教的には、1545年および1547年の寄進礼拝堂没収令がリヴァリ・カンパニーを世俗化させ、共同体的性格を弱めていった。このように、経済的、政治的、宗教的な大変動の中で、中世的性格をもったフラタニティやギルドは、必然的に衰退から崩壊へ向かうことになった。そしてそれに伴って、共同体的結合、そしてこれらを基盤とした救済も衰退から崩壊への道を辿ることとなったのである。

44) 坂巻清、同書、96頁。

45) 「こうした経済発展は、16世紀中頃以降、ロンドンの郊外を著しく拡大したが、それがカンパニーにとって問題となつた。つまり、市内の貧しい手工業者や職人、農村から流出した貧民や外国人が、郊外に定着し営業を開始したのである。(中略) こうした地域にはカンパニーの統制が及びにくく、その弱体化を生む原因となつた。」(坂巻清、同書、102頁。)

三. 近代社会と非営利組織

(一)

次に近代における非営利組織の形成と変化について、見てみよう。

中世の末期頃から、それまでリスク対策の中心的役割を担っていた共同体の解体が進行する。それまでの人々を結びつけていた糸は、大きく弛緩ないしは崩壊する。そして共同体の解体にともない、人々は生活の保障を自己の責任において、あるいは新たな共同体を形成する必要に迫られた。そこで、バラバラの個は自発的に友愛組合やボックス・クラブなどの形で新たな結合を行ってきた。これらの新たな結合を、簡単に眺めておこう。

すでに見たように、中世末期にフラタニティやギルドは衰退する。そしてそれとともに、そこにおける相互救済機能もまた衰退するのであるが、酒場や居酒屋等が相互救済機能をもつものとして新たに立ち現れるのである。それは、フラタニティやギルドにおける相互救済と以後の協同組合や保険制度を中心とした新しい保障制度との橋渡しをする「過渡的施設」としての役割を担うものであったと言うことができるだろう。

フラタニティやギルドにおける結合基盤を喪失した人々にとって、居酒屋は有力な結合の場であった。それだけではなく、居酒屋は、以前に教区教会が有していた様々な機能、とくに救済機能の一部を担うようになる。佐藤清隆氏は、16世紀半ば頃から、イギリスの都市およびその周辺において「酒場」を中心に形成されてくる人と人との結びつきに変化が生じていることを指摘する。伝統的な共同行為としての祝祭や遊技の場が、中世後期から近世にかけて変化するが、「酒場」は、教会や教区境内に代わる新たな「場」の役割を果たしたというのである⁴⁶⁾。また、「長距離移動がピュリタン革命以前の下層社会のなかで一般的な現象だった」⁴⁷⁾といわれる

ように、当時、都市への人々の移動はきわめて顕著に見られる社会現象の一つであった。このような移動者に対して、とくに都市郊外の「酒場」は、飲食や気晴らしあかりでなく、地域の経済状態、賃金相場、職探しのための情報提供、そして宿や商取引の場ともなったのである。さらに、給仕人としての働く場所であったり、同居人の長期滞在の場でもあった。

17世紀後半に、「酒場」が仕立商カンパニーの自然発生的結合の場であったことについて、次のようにも記されている。「それは彼らの生活から自然に形成された社交の場であるとともに、職業の動向や親方について議論を行う場であり、さらに求人と求職が集まる職業紹介の場だった」⁴⁸⁾。そしてそれは、「人為的な結合組織としての相互扶助団体へと転化する。これもまた「不運な仲間や彼らの家族のための資金集めからの自然的な成長」であり、「友愛組合」(friendly society), 「ボックス・クラブ」(box club)と呼ばれ、1700年までにはロンドンには五つの「ボックス・クラブ」があった。そして、1760年に「スコッチ・アーム」という居酒屋に形成されていた仕立工職人のクラブは、18ヶ条の相互扶助の規定を定め、病人・貧困者の救済、葬儀などにあたって」⁴⁹⁾いたのである。なお、相互扶助の基金箱である「ボックス」は、居酒屋の主人が預かっていたようである。この仕立工の場合、次のようなことが定められていた。年8回全員の会合をもつこと、加入は推薦制で加入金は5シリング8ペニス、加入6ヶ月後から扶助を受けられるが、2年間で52週を限度とすること、死者については組合幹部が死亡を確認し葬儀を行うこと、ならびに罰則等である⁴⁹⁾。

ここで、友愛組合について簡単にふれておこう。friendly society を本稿では友愛組合と記すが、これについて友愛協会と記しているものも多い。また、共済組合と記しているものもある。友愛組合は、初期には職人クラブのような性格が強かった。つまり、小規模な親睦的クラブで

46) 佐藤清隆、「シェイクスピア時代の「酒場」の世界と社会統制」(二宮宏之編『結びあうかたち』(1995年) 山川出版社所収) 37-38頁。

47) 佐藤清隆、前掲論文、35頁。

48) 坂巻清、前掲書、358頁。

49) 坂巻清、同書、367頁。

あり、疾病、老齢、死亡等に対する相互救済的機能を持っていた一つの組織であった。コールは、次のように記している。

「近代的な友愛協会の本質は、相互保険という方法によって、会員が疾病、死亡、またはその他の不慮の災害の場合に若干の扶助を受けられるようにした点にあった。実際においては疾病扶助と葬儀扶助とがとびぬけて重要な恩典であった」⁵⁰⁾。

しかし、その後、主に救貧費負担の軽減のために友愛組合の設立が奨励されることとなった。その顕著なものとして1793年のいわゆる「ローズ法」がある。友愛組合についてG.ローズは、「会員が病気の時、救貧税への依存に代わるものを作り提供する故に、奨励されねばならない」と主張した⁵¹⁾。そして同法によれば、友愛組合は「自発的な拠出によって、会員が老齢、疾病、事故に出会った時、相互扶助によってその生活を維持し、また会員の死亡によって残された寡婦、孤児の救済を目的」としていた。そして、友愛組合の規模は、100人にのぼることはほとんどないほど小さいものであったという⁵²⁾。

このように、職人クラブから発展した友愛組合は、労働者の自発的な相互扶助組織であったが、事故の確率に関するデータの整備とともに保険的性格を帯びるもののが生じてきた。コールは、おおよそ次のように述べている⁵³⁾。

1870年の王立委員会の調査によれば、当時様々な友愛組合が存在していたが、その性格は非常に異なっていた。相互保険の要素が強く社交的な活動を活発に行っているものもあれば、これと反対に中央集権的にとくに葬儀部門を専門に個別訪問により掛金を集めるものもあった。後者は、出資者の利益という点を除けば、簡易型の保険会社とほとんど同様な性質を持っていた。

50) G. D. H. コール、林健太郎・他訳、『イギリス労働運動史(II)』(1958年) 岩波書店、45頁。

51) 中野保男、「運動史における友愛協会と労働組合」(前川嘉一編、『労使関係の論理と展開』(昭和50年) 有斐閣所収) 171頁。

52) 中野保男、前掲論文、171-174頁。

53) F. D. H. コール、前掲書、46-47頁。

ところで、すでに述べたように、この時代の顕著な社会現象である地域的移動の中で、地域にのみ限定された友愛組合やボックス・クラブの機能が徐々に衰えてきた。ここにおいて、狭い地域の枠を越えた大規模な相互救済を行うための組合が要請され、それが誕生することとなったのである。ロンドンにおける centralized societies, イングランドの中部、北部地方やウェールズの鉱工業地帯に作られた affiliated orders, そして農村を対象とする county societies 等である。これらの大規模組合においては、アクチュアリー的計算が用いられており、また専任の集金人が採用されていた。ここにおいては、協同心は減退していた。しかし、たとえ隣人間の団結は喪失していたとはいえ決して商業的企業ではなかったのであり⁵⁴⁾、非営利組織としての性格を完全に払拭したものではなかったのである。

以上、見てきたように、個々人がリスク対策の主体となることを求められたとき、一方では人々が主体的に結合し新たな共同体を形成しようとした。しかしそれとともに、リスク対策を行うための営利組織が新たに誕生した。すなわち、営利を目的とした保険事業の誕生である。次にこれについて考えてみよう。

(二)

一般的傾向となった商品の大量生産と事業の専業化は、危険負担や生活保障の領域においても見られるようになった。すなわち、すでに見たように、交易における危険負担については早くから営利的立場からの対応がなされていたが、近代になると生活の場における経済的救済を専業的に行う企業が誕生する。この企業は、救済において数学的原理を導入した。これは、近代における保険経営の最大の特色の一つとなり、その後の保険経営を規定するものとなる。そして、この数学的原理のうちで後に「給付反対給付均等の原則」と呼ばれたものは、経済的救済における個別性を貫徹するための基本原理とな

54) 水島一也、『近代保険の生成』(昭和50年) 千倉書房、138-139頁。

る。そして、以前の多数による相互的救済原理は、技術面においてのみ見られるものとなる。いまやそれ以前の共同体内部での救済のあり方が、根本的に変質したのである。そしてこれらの企業は、それまで共同体が担っていた経済的救済機能の多くを吸収し、それにとって代わるようになった。そしてやがては、他の保険類似制度を駆逐するようになる。また、このような現象とほぼ時を同じくして、他の共同体的機能を残しながら経済的救済を実現しようとしてきた企業も、以下に見るように共同体的機能を廃棄するにいたったのである。

17世紀末頃に「保険」という新しい経済的保障システムが登場する。その多くは、営利を目的とした保険企業であったが、ここでは、非営利の相互主義に立脚した生命保険企業であるオールド・エクイタブルについて見てみよう⁵⁵⁾。

近代的な生命保険会社であるオールド・エクイタブル (the Society for the Equitable Assurance on Lives and Survivorships) は、1762年に設立された。オールド・エクイタブルは相互会社として発足したが、18世紀末から19世紀初頭にかけて次々と登場した生保会社はすべて営利を目的とした株式会社であった⁵⁶⁾。オールド・エクイタブルは、年齢別の平準保険料の採用によって、相互的な危険分担を行うことを意図していた。そして、オールド・エクイタブルは、メンバー・デモクラシーと equity (公正・衡平) を経営理念としていた。そこで、オールド・エクイタブルにとっては、契約者利益の尊重と経営体の維持・存続のバランスが主要な課題であった。メンバー・デモクラシーの実現を計りつつも会社の維持・存続のためにメンバーの権利を制限しなければならないような場合に

は、その犠牲は全加入者に対して公正かつ平衡に分担されることとなっていた。そして、その場合の基準は、数理的基礎づけにたつ合理性に求められることとなっていた。

このように、オールド・エクイタブルにおける相互主義は、無限責任主義と社員自治であった。しかし加入者の関心は、有利な保障と配当であり、自治への意欲は低かった。すなわち、イギリス資本主義の発展とともに個人主義的思考は、会社構成員の関心をもっぱら配当に集中させ、自治参加への意欲は低くならざるをえなかった。

ところで、オールド・エクイタブルは、公正の理念を実現するための方策として、契約者配当を行っていた。このことにより、新契約は増加していた。そこで、1810年および1816年に、メンバー数の増大を抑制するための措置がとられた。すなわち、メンバー数を5,000人以下に限定しようとしたのである。このような措置をとったのは、メンバー数の増大を避けるためであった。すなわち、そのことによってメンバー・デモクラシーの崩壊のおそれがあること、さらには、将来のメンバー数の増大による現メンバーの利益の不当な侵害を懸念したためであろう。しかし、オールド・エクイタブルにおける二度にわたるメンバー限定のための措置は、会社経営にとって大きな打撃を与えることとなった。まず第一に、新契約業務が顕著に減少した。そしてそれは、必然的に保有契約件数の減少となって現れることとなった⁵⁷⁾。

こうして生じた営業不振は、やがて経営方針を転換させることになった。すなわち1893年、旧メンバーの最後の一人の死亡後に、法人格をもつ the Equitable Life Assurance Society として再出発することとなったのである。そこでは、取締役会に権限を集中するための制度が用意された。そして、非営利の相互性を喪失することになるのである。それは、資本主義経済のもと

55) 以下の記述の多くを水島一也、前掲書に負っている。記して感謝の意を表する次第である。

56) しかし、1689年のアシュトン (Assheton) の計画、1690年のスタンスフェルド (Stansfeld) の相互保険組合や1706年のアミカブルの設立等、生命保険の創生期においては、相互組織が主流であった。(水島一也、「保険学における神話」(『創立60周年記念損害保険論集』(1994年) 損害保険事業総合研究所所収) 194頁。)

57) すなわち、ピーク時約10,000件の保有件数は、1829年に8,867件、1855年に5,000件、そして1869年には3,785件にまで減少したのである。(水島一也、前掲書、125頁。)

における相互会社への道であった⁵⁸⁾。オールド・エクイタブルにおいては、構成員数の拡大を抑制するために、きわめて大胆とも思える方法が採用された。しかしながら、このことによって会社はきわめて大きな打撃を受け、業務は下降線を辿ることになった。そして、ついに相互主義を放棄せざるをえなくなるのである。

以上のように、相互主義理念を貫徹しようとした生命保険企業は、営利企業との競争過程でその相互主義を放棄せざるをえなかった。その背景には、有利な配当を希望する契約者が存在していた。これが、近代以降の相互会社としての保険企業が辿った一つの道であった。

なお、このような営利企業の発展の中にあって、協同の精神を基本に据えた協同組合が1844年に誕生する。すなわち、ロッチャードル協同組合である。同組合は、その後順調に発展し、1876年には協同組合保険会社を設立する。ただ、本稿では、協同組合の発展と拡大、そしてその後の変化についての記述は、割愛する⁵⁹⁾。

四. 情報社会と非営利組織の台頭

(一)

近年、非営利組織がめざましい台頭を見せて いる。これについて、サラモンは大略次のように記している⁶⁰⁾。

ボランティア団体、民間の非営利組織、あるいは非政府間組織（本稿では、以下、非営利組織と記す。）の創設が、目覚ましいペースで進行している。非営利組織の活動目的は人 的サービスの提供、グラス・ルーツレベルでの経済開発の促進、環境悪化の阻止、市民権の保護等多岐にわたっているが、それに加え、これまで顧みられなかった問題、あるいは、これまで政府の手に委ねられてきた問題を自らの手で解決することにある。このように非営利組織は、政府の枠組みの外側で公共の目

58) 水島一也、同書、127頁。

59) これについては、拙稿、「イギリスにおける協同組合保険の生成をめぐる一考察」（『桃山学院大学経済経営論集』第39巻第3号）を参照。

60) R.サラモン、「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」（『中央公論』（1994年10月号）所収）。

的を追求する大規模な独立的民間機関である。そしてこのような現象が起きたのは、国家の能力に対する市民社会の不信だけでなく、社会・技術的な変化の反映でもある。このように非営利組織が台頭してきた背景として①状況対応型のグラスルーツ的な「下から」の圧力、②公的、民間の機関を通じた「外部」からの圧力、そして③政府政策という形での「上から」の圧力、がある。しかし、最も基本的な要因は、一般の人々が、問題解決の手段を自分達の手に取り戻し、彼らの置かれて いる状況を改善して基本的な権利を確保しようとしているところにある。ここにおける変化は、なによりも「連帯革命」ととらえるべきものである。

このように、サラモンは、非営利組織の台頭の背景にある連帯への胎動を見た。筆者もまた、その点では基本的に同じ立場にある。非営利組織の進展・拡大の背景として、一般的には市場の失敗や政府の失敗が指摘されている。このことは、事実であろう。しかし、筆者は、それだけではなく、近年における非営利組織の台頭を、これまで見てきた近代初期における多くの非営利組織の出現や発展と類似した現象であると考えている。すなわちそれは、情報社会という歴史的大転換期における人々の協働を志向する行動であると考えるのである。それは、すでに見た中世末期から近代へかけて生じた共同体の崩壊にあたって人々が自発的に結合し、連帯したものと、基本的に類似した現象であろう。

筆者はこのように、非営利組織の重要な性質の一つを連帯心におきたい。そのうえで、リスク対策の観点から見ても、情報社会においては非営利組織が重要な役割を持ちうることを、ごく簡単に見ておきたい。

(二)

情報社会におけるリスクと言っても、それ以前の産業社会におけるリスクもまた重要な位置を占めている。しかし文明の発展は、リスクを充満させる傾向があると言われている⁶¹⁾。そして情報社会ゆえに生じるリスクも多い。そして

情報社会に特徴的なリスクとしては、おおよそ次のようなものが考えられる。ここでは、情報社会におけるリスクをマクロ的にとらえておく。

(1) コンピュータ社会・ネットワーク社会から発生する様々なリスク。

情報社会の現象面での特質を一言で表現するならば、情報機器を介して結ばれたネットワーク社会と言うことができるだろう。それは、こういうことである。すべての情報機器には、中枢神経を外部化したものと考えられるコンピュータが用いられているが、人々はこの情報機器を介して、あらゆる人と関わりを持つことができる。そして、生活のほとんどすべての領域にコンピュータが浸透する。

それでは、具体的にはどのような変化が起こるか。まず第一に、単方向のマスメディアから、双方向のネットワーク・メディアが地球規模で拡大するという現象が生じる⁶²⁾。そしてそれは、人々に生活革命をもたらすこととなる。あるいは、生活革命と手を携えて、情報革命が進行することになるのである。生活革命の影響は、経済の領域にも直結する。それは、人間の欲望を刺激し、それは無限に拡大する可能性がきわめて強い。このことの一つとして、実体を反映しない経済現象が出現するおそれを生み出す。これは、経済における「バブル」現象を発生させるおそれが大きい。バブルは、疫病のように突然湧いてきて、たちまちにひろがり、社会に深い傷跡をのこす。しかし、個人の合理的行動ではそれを察知したり、回避したりできない。バブルは、いつかははじける。そしてバブルが崩壊すると、敗残者だけがのこるのでない。社会全体が非効率な生産水準のもとで生活をしなければならなくなるのである⁶³⁾。

インターネットは性善説のネットワークである。したがって、サイバーテロを完璧に防止することは原理的にむずかしいと言われている。

61) 片方善治,『リスク・マネジメント』(1978年)
プレジデント社, 6頁。

62) 西垣通,『IT革命』(2001年) 岩波書店, 1頁。

63) 小島寛之,『サイバー経済学』(2001年) 集英社,
191-194頁。

このほか、ネット社会においては、個人による無目的なテロの可能性があることも、大きなリスクである。また、ハード、ソフトの小さなエラーが、ネットワークを介して周囲にネズミ算式に波及していくのも、情報社会の特質である⁶⁴⁾。コンピュータネットワークは諸刃の剣であり、普及すればするほど、良い面と悪い面とが極端にでてくる⁶⁵⁾。そして問題は、現在のインターネットに恒常的な危機管理体制がないことである⁶⁶⁾。

情報機器そのものに関するリスクもまた、大きな影響を及ぼす。一言で言えば、それは自然災害、火災、施設不良等のハードウェア障害によるものである。また、回線障害や取扱いの不良によるソフトウェアの障害も考慮に入れておかなければならない。電子機器は、すべて、温度、湿度、磁場の影響に極めて敏感であり、天災、人災、事故、故障等に弱いことが言われている⁶⁷⁾。

(2) 社会のボーダーレス化に伴って発生する様々なリスク。

情報社会においては、それぞれの領域を画してきた垣根が低くなったり、消失したりする。すなわち、ボーダーレスが一般的現象となるのである。時間的なボーダーレス化は、多くの利点を生み出す。しかし同時に、様々なリスクを発生させるおそれもある。その一つに、生産プロセスにおける時間の大幅な短縮がある。これは一般的には長所と考えられるが、その時間的短縮が人間や組織の対応の限界を越える場合、それはリスクとなって発生する。また、国境の壁を越える現象は、ただちに国際化現象を呼び起こす。それは一般的には好ましいと思われるが、国際化が強者による弱者への抑圧につながるとき、それは二極化現象を一層促進することにもなる。そしてまた、「文明の衝突」の可能性が不斷に秘められていることも大きなリスクである。

64) 西垣通, 前掲書, 98-101頁。

65) 片方善治, 前掲書, 150頁。

66) 西垣通, 前掲書, 99頁。

67) 片方善治, 前掲書, 147-151頁。

このほかに、現在の日本が直面しているきわめて大きな問題の一つに、規制緩和や構造改革がある。これらは、情報社会への移行に伴って生じている社会経済上の変化の一局面である。すなわち、企業および産業間のボーダーレスの進行とそれへの対処と考えるべき問題である。このことは、具体的には組織の整理や統合、あるいは新規の創出となってあらわれる。そして、これが企業の縮小や倒産である場合には、それは大きなリスクである。

(3) 環境破壊というリスク

環境破壊は、情報社会が始まる段階ですでに相當に進行していたが、それが一層進行するおそれがある。不斷に続く工業化の進展と人口増加によって、環境破壊は年々進行してきた。そして今、我々は情報機器の製造および廃棄にともなう環境破壊についても、考慮しなければならなくなっている。

(4) 高齢化にともなう様々なリスク。

高齢化にともなうリスクについても考える必要がある。高齢化と情報化には、一見何の関連もないように思われるかもしれない。しかし筆者は、両者には密接な関連があると考えている。両者の関係を論理的に証明することは、きわめて困難である。しかし、社会の高齢化現象は、経済的豊かさが達成される情報社会においては一般的に起こりうる現象である。そして一般に、近代化の過程で「多産多死」から「多産少死」へ、そしてさらに「少産少死」へ移行するという「人口転換」の現象が指摘されている。

また筆者は、高齢化が情報化を促す可能性についても否定できないと考えている。すなわち、工業社会においては、徹底的な効率性が追求された。そしてそれは、かなり限界に近いところまでできていると思われる。そこで、より一層の効率化を求めたとき、それは人間の手や足といった身体機能の外部化だけでなく、より高次の中枢神経を外部化することにたどり着いた。そしてこのことが、情報化を推進する背景でもあったということである。

それでは、高齢社会においてはどのようなリスクが発生するのであろうか。一つには、経済

面における生産性の低下が一般的な現象として生じることが考えられる。それは、高齢者が経済活動から退くこと、また高齢者の身体機能の衰えからくる生産性の低下等が主な原因であろう。次のリスクとしては、高齢者の身体機能の低下に伴うリスクが考えられる。そしてそれに対する社会的負担の増加が必要となってくることである。さらに、所得を喪失した高齢者の生活を維持する問題も生じてくる。これらは、高齢社会における基本的なリスクである。

(5) その他のリスク

その他のリスクとして、次のようなものが考えられる。

- ① プライバシーの侵害。
- ② コンピュータ化による、人間の主体性の喪失。
- ③ 管理社会化とストレスの増大。
- ④ 情報の操作による人間支配の可能性。
- ⑤ 共同体の喪失。
- ⑥ コンピュータ犯罪。これについては、不正アクセス、妨害行為、著作権侵害、不良コンテンツ等が指摘されている⁶⁸⁾。

しかしこれら以外に、平凡な一般人がインターネットゆえに悪への誘惑にかられるおそれ⁶⁹⁾、「何もしなくとも物を手に入れることができる」という社会的風潮は、意思が弱く人の影響を受けやすい人々の間に、強欲さとどん欲な心を植え付けるというおそれ⁷⁰⁾、情報社会においては、低質な情報やサービスも参加することができるという一般的な条件⁷¹⁾、のほか、社会の豊かさと逆相関関係をもつ新しい犯罪の増加⁷²⁾も懸念される。

(三)

以上、情報社会において特徴的と思われるリスクを、マクロ的に眺めてみた。非営利組織がこれらのリスクに対して有効であるかどうかに

68) 日本損害保険協会、『ネットワーク社会のリスクと対策』(1998年) より。

69) 西垣通、前掲書、103頁。

70) 片方善治、前掲書、147頁。

71) 小島寛之、前掲書、40頁。

72) 片方善治、前掲書、147頁。

ついて、ごく簡単な考察を行ってみよう。

(1)のコンピュータ、ネットワーク社会に関するリスクについては、非営利組織がとくに有効な働きをするかどうか、断定することは困難である。しかし、営利組織がバブル経済のようなリスクをより拡大させる傾向が強いということは、一般的に認められるだろう。(2)の国際化に伴うリスクや文明の衝突のようなリスクに対しては、非営利組織が有効な働きをすることもまた、一般的には認められるところである。また、産業構造の転換に伴うリスクについては、新たに発生するリスクに対する迅速な対応の可能性という点からみれば、非営利組織はすぐれた働きをすることができるものと思われる。(3)の環境問題については、現在では営利組織においても取組みがなされつつある。しかし、環境問題は、相対的に非営利組織の方がすぐれていることは言うまでもない。(4)の高齢化に伴うリスクについて、現在の日本では介護保険法の施行に伴って営利企業もまたこれに参入した。しかし、非営利組織はこの問題に関しては長い伝統の蓄積がある。また、介護問題には心のケアが不可欠である。非営利組織がすぐれていることは、一目瞭然である。さて、(5)に関連してある。情報社会における様々なリスクの原因をつきとめることは、困難である。しかし、ここで見た様々なリスクの背景の一つに、共同体の喪失や営利心の異常な膨張・拡大があることは、おそらく否定できないだろう。そうであるならば、連帶を志向する非営利組織が、これらのリスクの解決に対する一定の貢献を行うこともまた、期待できるのではないかと思われる。

五. むすび

本稿においては、非営利組織がきわめて長い歴史を有することを見てきた。すなわち非営利組織は、人類の歴史とともに存在してきたと言えるものであった。そして近年における非営利組織の台頭をリスクの観点から見るならば、情報社会という人類史の大変革期における不安、不確実性に対する一つの対応策とも考えられる。そして筆者は、その根底に連帶への志向がある

ことを見るものである。そしてそのような視点からするならば、サラモンも述べているように、近年の非営利組織の台頭を、一つの連帶革命と見ることも可能であろう。しかしその一方で、歴史的に見た場合、非営利組織とならん営利組織が存在し、それがリスク対策のうちの大きな役割を担ってきたことも事実である。そして、いくつかの非営利組織が厳しい競争の中でその理念を放棄せざるをえなかったという歴史的事実を、我々は直視するべきであろう。

このように、筆者は、両者は基本的に時と所を問わずあらゆる社会に存在してきたと考えている。そして、両者のどちらにウエイトが置かれているかによって、その社会の基本的性格が形づくられてきたものと考えている。そして現在の社会を眺めた場合、つい近年に至るまで、営利組織が非営利組織を圧倒してきたことができるのではないかと思われる。これを日本について見た場合、保障制度における大きな変化として、保険業の自由化、相互会社から株式会社への制度変更、契約を基本とする介護保険制度の創設、日本版401(k)の導入等に見ることができる。

しかしこれまで見てきたように、営利組織がこのように肥大化したのは近代以降の現象である。近代以降に力を増してきた営利組織の存在が、また現在社会における多くの問題点の主要な原因であることは、すでに多くの人々によって指摘されているところもある。

そしてこのような大きな社会的変化の中での非営利組織の台頭は、まさに中世末期頃から近代初期にかけての種々の非営利組織や協働組織の発生と類似した現象と考えることができるのでないか。もしこのことが大筋において間違いでなければ、かつての非営利・協働組織の生成、発展、変質等をより詳細かつ幅広く検討することを通じて、今後の非営利組織の方向について一定の貢献をすることができるのでないか。興味深く、かつ、やり甲斐のある課題である。

(本稿は、共同研究98共121・非営利組織の研究における成果の一部をまとめたものであ

る。共同研究を行うなかで、同研究グループのメンバーには多くの貴重な示唆をいただいた。また、総合研究所の皆様には、種々

のご援助とご協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。)

A Historical Study of Nonprofit Organizations

Hisayoshi TAKEDA

We have had two methods in the Risk Management System in the human history. One is the system against the risks of our daily lives, and the other is the system of Profit-oriented Business. Until the end of mediaeval ages, the former system had been dominant, and had been deeply buried in the communal society. However, the system of Profit-oriented Business has become dominant after early modern ages.

We can notice the remarkable rise of Nonprofit Organizations recently. The author appreciate these movement as the formation of the new communal societies.